

# 企 業 法

【 的中度 「AAA：とても的中」 「AA：的中」 「B：中くらい的中」 】

## 本試験問題

### 令和6年本試験 第2問 問題1、問題2、問題3 「役員等の第三者に対する損害賠償責任」

丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、飲食店の運営事業を営む公開会社でない取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではない。)である。丙会社の発行済株式の全部は、創業者である代表取締役社長Aが保有している。丙会社の取締役はA、B、Cの3名であるが、ここ数年、取締役会は一度も開催されていない。

令和3年頃から、Aが主導して、丙会社の直営レストラン(以下、「本件レストラン」という。)において消費期限が切れた食材を使用した料理を顧客に提供するようになった(以下、「本件事実」という。)。内部通報によって本件事実を知ったBがAにこれを確認したところ、Aは本件事実を認めた上で、「衛生面には配慮しており、健康被害の申出もないから懸念には及ばない。」と応じた。Bは、Aとの軋轢を避けるため、消費期限が切れた食材を利用した料理を顧客に提供することの妥当性について懸念を伝えた以外に一切の措置を講じなかった。

令和5年8月、本件レストランにおいて大規模な食中毒(以下、「本件食中毒」という。)が発生し、保健所はその原因が顧客に提供された料理に使用された消費期限が切れた食材に有害な細菌が繁殖したことにある旨を公表した。本件食中毒に罹患したDは、役員等の第三者に対する損害賠償責任(以下、「対第三者責任」という。)に関する会社法の規定に基づいて、最も資力のあるBに対して治療費等の損害の賠償を求め(以下、「本件請求」という。)訴えを提起した。

以上の事実関係を前提として、次の【問題1】～【問題3】に答えなさい。

**問題1** 対第三者責任に関する会社法の規定の条名(条文の番号)及び項番号を明示した上で、対第三者責任における悪意又は重大な過失の対象、対象となる損害及び因果関係について、判例の立場を説明しなさい。

**問題2** Dは、最も資力のあるBに対して本件請求においてBの監視義務違反を問うことを考えている。BがAの業務執行に関する監視義務を丙会社に対して負う場合において、その根拠及び監視義務の履行方法を判例の立場に沿って論じなさい。

**問題3** **問題1** 及び **問題2** を前提として本件請求の可否を論じなさい。

### 令和5年本試験 第1問 問題1 「定款による株式譲渡制限に違反した株式譲渡の効力」

取締役会設置会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、種類株式発行会社でなく、その定款には、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨及び株券を発行する旨の定めがある。定款にその他の別段の定めはない。

甲会社の経営は低迷し、過去5年間にわたり剰余金の配当がなかったため、甲会社の発行済株式総数の40%を保有するAは、日頃から甲会社の経営に不満をもっていた。Aは知人の経営コンサルタントBに甲会社の経営の立て直しのために知恵を貸してほしいと相談したところ、BはAの保有する甲会社株式の全部(以下、「本件株式」という。)を譲り受け、B自ら甲会社の株主として経営の立て直しに関与すること、さらに、甲会社の経営が改善した暁にはAに有利な買戻金額もって本件株式を返還することを提案した。

Aは、Bの提案に応じることに躊躇していたが、Bから万事任せるようにと強く促され、最終的にはA及びBの間で本件株式の譲渡について合意が成立した。

この場合において、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい。ただし、【問題1】と【問題2】とは別個独立のものとする。

**問題1** Aは、本件株式を、甲会社の承認を得ることなく、株券の交付によりBに対し譲渡した。当該譲渡の効力について、(1)甲会社に対する関係、及び、(2)AとBとの関係に分けて論じなさい。

## TAC答練

### 論文式全国公開模試 第2回 第1問 問題2

【的中度：AAA】

委員会を設置しない取締役会設置会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)には、同じく委員会を設置しない取締役会設置会社である乙株式会社(以下、「乙会社」という。)という子会社がある。

この場合において、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい。

**問題2** 乙会社の代表取締役Aは、令和5年5月頃から競馬や競輪などの賭け事に度々乙会社の財産を流用するようになり、それが原因で乙会社は倒産するに至るとともに、Aはその衝撃のあまり急死してしまった。乙会社の代表権のない取締役Bは、Aによるそのような会社財産の流用に気づいていたが、漫然とそれを見過ごし続けてきた。Cは、令和5年3月頃、乙会社に対して1,000万円を貸し付けていたが、乙会社の倒産によりそれが回収不能となってしまった。

Cは、直接Bに対して、会社法上の規定に基づいて損害賠償を請求できるかについて論じなさい。また、乙会社の登記簿上、代表権のない取締役としてDが登記されていたが、Dは、Aに懇請されて取締役就任登記がなされることを承諾していたものの、乙会社において取締役として選任されたわけではなく、また、乙会社の業務には一切携わってこなかった。Cは、直接Dに対して、Bに対するのと同じ損害賠償を請求できるかについて論じなさい。なお、Cは、乙会社に貸付けをする際に乙会社の登記簿を確認しており、Dが乙会社の取締役であると信じていたものとする。

### 論文基礎答練 第3回 第1問 問題3

【的中度：AA】

公開会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は株券発行会社ではないし、その発行する株式は振替株式でもない。

この場合において、次の【問題1】、【問題2】及び【問題3】に答えなさい。

**問題3** **問題2** の内容を有するに至ったA種類株式の株主であるXは、その持株を、意思表示のみによって、Yに譲渡(以下、「本件譲渡」という。)したが、譲渡するにあたって甲会社に対して本件譲渡を承認するよう求めるることはなかった。本件譲渡の効力について論ずるとともに、甲会社は誰を株主として取り扱う必要があるかについて論じなさい。なお、Yも甲会社に対して本件譲渡を承認するよう求めていないものとする。

## 令和5年本試験 第1問 問題2 「株主総会決議の瑕疵」

取締役会設置会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、種類株式発行会社でなく、その定款には、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨及び株券を発行する旨の定めがある。定款にその他の別段の定めはない。

甲会社の経営は低迷し、過去5年間にわたり剰余金の配当がなかったため、甲会社の発行済株式総数の40%を保有するAは、日頃から甲会社の経営に不満をもっていた。Aは知人の経営コンサルタントBに甲会社の経営の立て直しのために知恵を貸してほしいと相談したところ、BはAの保有する甲会社株式の全部(以下、「本件株式」という。)を譲り受け、B自ら甲会社の株主として経営の立て直しに関与すること、さらに、甲会社の経営が改善した暁にはAに有利な買戻金額もって本件株式を返還することを提案した。

Aは、Bの提案に応じることに躊躇していたが、Bから万事任せるようにと強く促され、最終的にはA及びBの間で本件株式の譲渡について合意が成立した。

この場合において、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい。ただし、【問題1】と【問題2】とは別個独立のものとする。

**問題2** Bは、甲会社に対し、株券を提示して、Bによる本件株式の取得を承認するか否かの決定をすること、承認しない旨の決定をする場合には、甲会社又は甲会社の指定する者が本件株式を買い取ることを請求した(以下、「本件譲渡等承認請求」という。)。

甲会社は、取締役会においてBによる本件株式の取得を承認しない旨の決定をし、本件譲渡等承認請求の日から10日後に、その旨をBに通知した。当該通知の日から1か月後に、株主総会の特別決議(以下、「本件決議」という。)により、甲会社自らが本件株式を買い取る旨の決定をし、その旨をBに通知した。しかし、甲会社は、本件決議については、特別の利害関係を有するという理由から、Aの議決権の行使を認めなかった。

甲会社の株主Cは、本件決議においてAの議決権行使が認められなかつたことを理由に、本件決議の日から3か月以内に株主総会決議取消しの訴えを提起した。当該訴えにおいて、Cがすべき主張及び当該主張の当否について論じなさい。

## 令和5年本試験 第2問 問題2

### 「必要な取締役会議を欠く代表取締役の代表行為の効力」

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)及び丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社は丙会社の発行済株式の全部を保有しており、乙会社の発行済株式の全部はAが保有していた。令和3年8月26日当時、乙会社及び丙会社は監査役設置会社であり、乙会社の取締役は、Aの配偶者B、C及びDの3名で、Cが代表取締役であり、丙会社の取締役は、B、C及びEの3名で、Cが代表取締役であった。乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下として企業集団を形成しており、その経営方針はBが実質的に決定していた。

Bの丙会社の経営方針に不満を有していたC及びDは、乙会社の完全子会社である丁株式会社の取締役であるFに対し、Bを丙会社の経営から排除したい旨を話し、丙会社の発行済株式の全部を買い取るよう依頼した。令和3年8月26日に開催された乙会社の取締役会(以下、「本件取締役会」という。)では、C及びDが出席し、乙会社が保有する丙会社の株式の全部をFに1000万円で譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」という。)が出席取締役の全員一致で承認された。本件取締役会の招集通知は、B以外の役員については適法に発せられたが、Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかつた。Fは、C及びDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが本件取締役会に出席しても決議の結果には影響しないと考えて、Bの欠席の理由について特段の確認をしなかつた。

以上の事実関係を前提として、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい(ただし、【問題1】と【問題2】とは別個独立のものとする。)。なお、本件株式譲渡は、重要な財産の処分には該当するが、株主総会の決議による承認を要する事業譲渡等には該当しないものとする。

**問題2** 本件取締役会の決議後、Cは乙会社の取締役を解任され、Aが取締役に選任された。また、Cの後任の代表取締役にはBが選定された。本件取締役会の決議が無効であるとした場合、乙会社は本件株式譲渡の無効を主張することができるかについて論じなさい。

## 論文直前答練 第2回 第2問 問題1

[的中度：B]

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、洋服の製造販売を目的とする公開会社であり、監査役設置会社であるが、大会社ではなく、単元株制度は採用していない。

甲会社は、その定款に株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない定めかつ剰余金の配当について優先的取扱いを受けることができる定めがあるP種類株式及び普通株式であるQ種類株式を現に発行する種類株式発行会社であるが(両種類株式とも金融商品取引所に上場されていない)、自己株式は有していない。甲会社の発行済株式総数は6万株であり、そのうちP種類株式のそれは1万株、Q種類株式のそれは5万株である。

甲会社の定款には、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする旨の定めのほか、事業年度の末日の最終の株主名簿に記載された株主をもって当該事業年度に係る定期株主総会において議決権行使することができる株主とする旨の定め(以下、「本件定め」という。)がある。

この場合において、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい。なお、【問題1】及び【問題2】は、それぞれ独立した問題である。

**問題1** 甲会社は、令和4年5月、工場の新設を決断し、これに必要な資金を調達するため、同年6月1日を払込期日として、Q種類株式1万株を募集株式としてA及びBにそれぞれ5,000株ずつ割り当てて発行し(以下、「本件発行」という。)、同日その効力が生じた。本件発行は、法令又は定款に違反せず、著しく不公正な方法によるものでもなかった。

同年6月2日、甲会社は、取締役会の決議により、前事業年度に係る定期株主総会(以下、「本件総会」という。)を同月29日午後2時から甲会社本社ホールで開催すること、取締役5名選任の件等を本件総会の目的である事項とすることに加え、Aを本件総会で議決権行使することができる者とする旨を定め、同月10日に本件定めに基づくQ種類株式の株主及びAに招集通知を発した。本件総会は、同月29日に開催され、予定された議案すべてが可決成立した(以下、「本件決議」という。)。

同年8月になってこのことを知ったBは、同月下旬、甲会社に対し、本件決議の取消しの訴えを提起した。Bの当該訴えは認められるかについて論じなさい。なお、Bは、甲会社の役員等ではないし、本件発行前は甲会社の株主でもなかつたものとする。

## 論文基礎答練 第1回 第2問 問題1

[的中度：AA]

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、公開会社であり、委員会を設置する会社ではない。甲会社の総資産額は200億円である。また、甲会社には取締役がA、B、C、D及びEの合計5人おり、そのうち代表取締役はAのみである。また、A、B、C、D及びEが取締役であること、及び、Aが代表取締役であることは登記されているが、Bは代表取締役として登記されていない。

この場合において、次の【問題1】及び【問題2】に答えなさい。

**問題1** Aは、取締役会の決議を経ずに、甲会社を代表して、甲会社が所有する時価50億円の土地を代金50億円で乙に売却する売買契約を締結した。乙は、当該売買契約時に、取締役会の決議を経ていないことを過失なく知らなかつた。

甲会社は、乙からの当該土地の引渡請求に対して、当該売買契約は無効であると主張して、これを拒否している。乙の甲会社に対する当該土地の引渡請求が認められるかについて論じなさい。

**令和4年本試験 第1問 問題1**  
**「多額の借財」の意義とこれに該当しない場合の取扱い**

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、公開会社でない取締役会設置会社である。甲会社は、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でなく、種類株式発行会社でない。甲会社は、株券発行会社でもない。甲会社の取締役は、A, B, C, D及びEの5名であり、Aが唯一の代表取締役である。甲会社の発行済株式の全部は、Aが保有している。甲会社の定款には、「代表取締役は取締役会の決議によって定めるほか、必要に応じて株主総会の決議によっても定めることができる」旨の規定(以下、「本件規定」という。)、及び、「取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする」旨の規定が存在する。甲会社の総資産は20億円である。

甲会社では、株主総会が現実に開催されたことはなく、取締役の改選はAによる指名をもって株主総会の決議に代えており、前回の改選期(令和元年6月)も、5名全員がAによる指名をもって改選された。Aは、高齢を理由に経営の一線から退くことに伴い、その有する甲会社株式全部を、取締役会の承認を得てBに有効に譲渡した。Bは、甲会社に対し当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを適法に請求し、甲会社は当該請求に応じて株主名簿の書換を行った。

この場合において、次の**問題1**及び**問題2**に答えなさい。なお、**問題1**及び**問題2**は、それぞれ独立した問題である。

**問題1** Aは代表取締役を辞任して代表権のない取締役相談役に就任し、Bは、他の取締役に相談することなく、本件規定に基づき、自らを代表取締役として定めることとした。その後、Bは、単独で甲会社を代表して、乙銀行から甲会社の当座の運転資金として200万円を借り入れる金銭消費貸借契約(以下、「本件契約」という。)を締結した。なお、甲会社の取締役会規則では、1000万円以上の金銭借入は取締役会の決議を要する旨の定めがある。

この場合において、本件契約の効果が甲会社に帰属するかについて論じなさい。

**令和4年本試験 第2問 問題1、問題2**  
**「新設分割において債権者異議手続が必要な債権者の範囲・新設分割において格別の催告を受けなかった分割会社の承継債権者を保護する制度」**

製薬会社である丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、医療機関用医薬品の製造販売事業(以下、「 $\alpha$ 事業」という。)と一般用医薬品の製造販売事業(以下、「 $\beta$ 事業」という。)の二つを営んでいる。丙会社は、定款においてその公告方法を「電子公告による」と定めている。

丙会社は、新設分割によって、 $\beta$ 事業を、新設分割設立会社である丁株式会社(以下、「丁会社」という。)に承継させることとした(以下、「本件新設分割」という。)

丙会社は、令和3年6月24日、株主総会の決議によって、以下の①~③の内容を含む新設分割計画の承認を受けた。すなわち、①本件新設分割により丙会社から承継する権利義務に関する事項として、丁会社は丙会社の $\beta$ 事業に係る一切の権利義務を承継する、②承継対象の債務については丁会社のみが弁済の責任を負う、③本件新設分割に際して全部取得条項付種類株式の取得や剰余金の配当は行わない、とするものである。

丙会社は、令和3年6月25日、官報及び電子公告の方法によって、(1)本件新設分割をする旨、(2)丁会社の商号及び住所、(3)丙会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの、(4)債権者は同年8月31日までに異議を述べることができる旨を公告したが、所定の期日までに異議を述べた丙会社の債権者はいなかった。令和3年10月1日に丁会社の設立登記がなされた。

この場合において、次の**問題1**及び**問題2**に答えなさい。

**問題1** 本件新設分割について異議を述べることができる債権者とは、どのような者かを説明しなさい。

**問題2** 令和3年5月に丙会社製造の一般用医薬品を購入して服薬していたAは、服薬後体調に異変を来し、同年6月から8月にかけて入院加療が必要となった。その後の調査により、令和4年4月に、Aの体調異変は、丙会社の責めに帰すべき原因で当該医薬品に混入した異物の影響によるものであることが判明した。Aは、令和4年5月、丙会社に対して体調異変の結果生じた損害の賠償を請求した。この場合において、当該請求が認められるかについて論じなさい。なお、会社の新設分割の無効の訴えについては触れなくてよい。

**論文基礎答練 第1回 第2問 問題1**  
**[的中度:B]**

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、公開会社であり、監査役設置会社である。甲会社にはA, B及びCの3人の取締役がおり、このうちAのみが代表取締役である。また、A, B及びCが取締役であること、及び、Aが代表取締役であることは登記されているが、Bは代表取締役として登記されていない。

この場合において、次の**問題1**及び**問題2**に答えなさい。なお、**問題1**及び**問題2**は独立した問題とする。

**問題1** 甲会社の総資産額は200億円であり、甲会社の内規には10億円以上の借入れには取締役会の決議を要する(10億円未満の借入れには取締役会の決議は要しない)旨の規定がある。Aは、甲会社を代表して、甲会社の運転資金の名目でXから1億円を借り入れた。しかし、Aは、当該借入れの際、借入金を自己の個人的な借金の返済にあてようと考えており、実際に当該借入金を当該返済にあててしまった。

当該貸付金の弁済期が到来したので、Xが甲会社に対して当該貸付金の返済を請求したところ、甲会社は当該借入れはAが個人的な借金の返済にあてるつもりで行ったものであることを理由にXの返済請求を拒絶した。甲会社の当該貸付金の返済請求の拒絶が認められるかについて論じなさい。なお、Xは、Aが以前も、個人的な借金の返済にあてるつもりで甲会社を代表して甲会社の運転資金の名目でX以外の者から借入れをし、甲会社の社内で問題になっていたことを知っており、今回も、Aの言動が不自然だったことから、Aが当該金員を自己の個人的な借金の返済にあてるつもりではないかとの疑いを有していたものとする。

**論文直前答練 第4回 第1問 問題1**  
**[的中度:AAA]**

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)には、P部門とQ部門の2つの事業部門がある。甲会社は、その事業のための資金をA銀行から借り入れた(以下、「本件借入れ」という)。他方、甲会社は、Q部門に係る製品の製造に用いるため、Bから機械(以下、「本件機械」という)を借り受けているところ、甲会社の過失により本件機械を破損してしまい、Bに対する不法行為に基づく損害賠償債務が生じているが、甲会社はそのことを認識していない。その後、甲会社にあっては、P部門の業績が極めて悪化しているため、優良部門たるQ部門の事業を営む新会社を立ち上げることにした。そこで、甲会社は、甲会社を新設分割株式会社、乙株式会社(以下、「乙会社」という。)を新設分割設立株式会社とする新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うこととし、債権者異議手続を含む所定の手続が適法にとられ、令和4年5月10日に本件分割の効力が発生した。本件分割に係る新設分割計画(以下、「本件計画」という。)によれば、本件分割により、本件借入れに係る債務以外の甲会社の権利義務は全て乙会社に承継され、本件分割後、本件借入れに係る債務以外の債務については乙会社のみが弁済するものとされている。また、分割対価は乙会社株式のみで、甲会社がその交付を受けるものとされている。本件分割後、甲会社には本件借入れに係る債務のみが残されることになったため、本件分割にあたって甲会社が予想したとおり、甲会社は債務超過に陥り、本件借入れに係る弁済はとうてい行えない状態となっている。なお、甲会社の定款には、公告を、官報に加えて会社の公告方法として時事日刊新聞紙でも行う旨の定め(以下、「本件定め」という。)があり、甲会社は、本件定めに基づき、本件分割に係る一定事項を官報及び当該時事日刊新聞紙において公告した。

この場合において、次の**問題1**及び**問題2**に答えなさい。

**問題1** Bは、債権者異議手続上本件分割に異議を述べなかったところ、本件分割後、本件機械の破損をめぐって、甲会社または乙会社に不法行為に基づく損害賠償責任を追及しようと考えているが、これは可能かについて説明しなさい。また、本件分割をその効力発生後に知ったA銀行が、本件借入れの弁済期が到来したため、本件借入れに係る契約に基づき、甲会社に弁済を求めたが功を奏しなかった場合、会社法上の規定に基づいて、乙会社に対して弁済を求めることができるかについて説明しなさい。